

## 動物用医薬品

指定

## キノロン系抗菌剤

要指示医薬品 指定医薬品

承認指令書番号	26動薬第1991号
販売開始	2015年5月

## 犬猫用エンロフロキサシン注25「KS」

犬猫用新キノロン系抗菌製剤

## 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、新キノロン系抗菌薬エンロフロキサシンを含有する犬・猫用の注射剤です。エンロフロキサシンは、多くのグラム陽性菌及びグラム陰性菌に対して殺菌的に作用します。

## 【成分及び分量】

品名	犬猫用エンロフロキサシン注25「KS」
有効成分	エンロフロキサシン
含量	本品100mL中に2.5g含有

## 【效能又は効果】

有効菌種：本剤に感受性の下記菌種

ブドウ球菌属、レンサ球菌属、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、シードモナス属、ステノトロホモナス・マルトフィリア、アシネットバクター・カルコアセティクス

適応症：犬及び猫の尿路感染症

## 【用法及び用量】

1日1回、体重1kg当たりエンロフロキサシンとして5mg（製剤として0.2mL）を皮下に注射する。

## 【使用上の注意】

## (基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

## (一般的注意)

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は效能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

## (使用者に対する注意)

- 本剤は強いアルカリ性（pH約11）であるので、皮膚、飲食物について場合には速やかに水洗いすること。

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

## (使用者に対する注意)

- 本剤が目に入った場合には多量の流水（水道水）で十分に洗った後、医師の診察を受けること。
- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。

## (犬及び猫に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## (専門的事項)

## ① 対象動物の使用制限等

- 大量投与により幼若犬で関節障害が認められたため、本剤は12ヵ月齢未満の成長期にある犬には使用しないこと

## ② 重要な基本的注意

- 本剤は第一次選択薬が無効の症例のみに限り使用すること。
- 10日間以上の連続投与は避けること。
- 本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の投与に止めるここと。なお、それを反復する投与は避けること。

## ③ 副作用

- 本剤の投与によりまれに流涎、虚脱等があらわれることがあるので、異常があらわれた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- 本剤の投与によりときに嘔吐を認めることがある。
- 本剤は注射部位でときに硬結、脱毛、瘢痕等を起こすことがある。
- 猫において、本剤の投与により失明等の視覚障害が認められた報告があるので、異常が認められた場合は投与を中止すること。

## ④ 相互作用

- 類似化合物で、テオフィリンとの併用により、テオフィリンの血中濃度を上昇させるとの報告があるので、併用する場合にはテオフィリンを減量など慎重に投与すること。
- 類似化合物で非ステロイド性消炎鎮痛剤との併用により、まれに痙攣が発現するとの報告がある。

## ⑤ その他の注意

- 本剤は1回の投与量が多い場合又は連続投与する場合は注射部位を変えること。
- 本剤は、ナリジクス酸高度耐性株に対して効力を示すが、フルオロキノロン高度耐性株に対しては効力を示さない。

## 【包装】

50mLバイアル

## 【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 営業技術部

〒102-0073 東京都千代田区九段南1-5-10 TEL: 03-3264-7556

製造販売業者  共立製薬株式会社  
東京都千代田区九段南1-5-10

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾患、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。